

奈良県告示第百七十三号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器（特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第二十九条第一項各号のいずれかに該当する場合の特定計量器を除く。以下同じ。）の定期検査を次のとおり実施する。

令和六年八月六日

奈良県知事 山下 真

区	分	区	域	月日（曜日）	時	間	場	所
		曾爾村	御杖村	九月十日（火） 九月十一日（水）	午前十時から 午後三時まで		運搬が困難なはかりの所 在場所	
		宇陀市		十月九日（水） 十月十日（木）				
		御所市		十月十一日（金） 十月二十八日（月） 十月二十九日（火）				

運搬が困難な  
はかり以外の  
特定計量器

御杖村	九月十二日（木）	午前十時三十分から正午まで	道の駅伊勢本街道御杖（宇陀郡御杖村大字神末六三二五番地）
宇陀市	十月十六日（水）	午前十時から正午まで 午後一時から午後三時まで	宇陀市総合体育館（宇陀市榛原萩原一〇五七）
宇陀市	十月十七日（木）	午前十時から正午まで 午後一時から午後三時まで	宇陀市総合体育館（宇陀市榛原萩原一〇五七）
宇陀市	十月十八日（金）	午前十時から正午まで 午後一時から午後三時まで	宇陀市総合体育館（宇陀市榛原萩原一〇五七）
御所市	十月三十日（水）	午前十時から正午まで 午後一時から午後三時まで	御所市防災交流館（御所市大字三室一一一一）

		十月三十一日 (木)	
午後三時まで	午後一時から	正午まで	午前十時から
		御所市防災交流館(御所市大字三室一一一一)	

備考

表に定める検査期日及び検査場所において定期検査を受けなかった特定計量器の検査は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日並びに十二月二十九日から翌年の一月三日までの日を除く日の午前九時から午後四時までの間に奈良県産業振興総合センター(奈良市柏木町一二九番地一)において行う。